

小平市公共施設マネジメント推進計画

2022-2031

概要版

第1章 基本的事項 (本編 1ページから8ページまで)

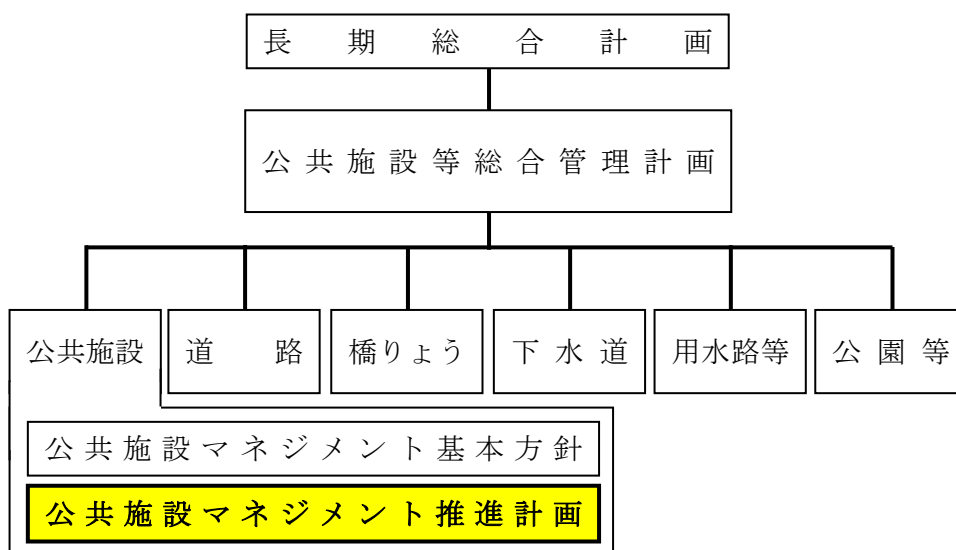
●目的

小平市は、2015(H27)年2月に「小平市公共施設白書」(以下「白書」という。)を発行(その後2020(R2)年3月に改定)し、同年12月に「小平市公共施設マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。白書で示した将来的な大きな3つの課題(「人口減少・少子高齢化」、「財政バランスの悪化」、「施設の老朽化・更新時期の集中」)に対応するため、基本方針では市制施行100周年を迎える2062(R44)年度を見据え、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念と4つの方針(「魅力あるサービスの実現」、「持続可能な施設総量」、「コストの縮減と平準化」、「長く活用できる施設」)を定めました。

本計画は、基本方針で定める全5期の第1期後半及び第2期前半に該当し、第1期前半の取組を振り返った上で、計画期間中に目標耐用年数を迎える施設の更新等に向けた対応を図るとともに、基本方針に沿った取組の推進に向けた方策を示すことを目的としています。

●計画の位置づけ

本計画は、市の長期総合計画の個別計画として位置付けるものであり、小平市公共施設等総合管理計画(2022(R4)年3月)に基づく個別施設計画として位置付けます。



●計画期間

本計画の期間は、2022(R4)年度から2031(R13)年度までの10年間とします。

また、本計画の中間である5年を目途に、ローリング方式により計画を見直します。

●対象施設

本計画では、次表のとおり、建築物等の延べ床面積が50㎡以上の、市民が利用する施設や行政サービスを提供する市庁舎等の公共施設を対象としており、影響が小さい小規模な施設は除いています。

公共施設の配置は、小平市内の広い区域を対象とした利用を前提とする「広域対応施設」と市内の一定の地域を中心とした利用を前提とする「地域対応施設」に分類しています。

区 分	分 類	具体的な施設名 (数値はサービス数)	広域/ 地域
行政系施設	庁舎等	4 市庁舎、健康福祉事務センター等	広域
	消防施設	11 消防団分団詰所、防災倉庫	広域
	その他行政系施設	1 建設事業所	広域
供給処理施設	供給処理施設	2 リサイクルセンター、リプレこだいら	広域
市民文化・社会 教育系施設	地域コミュニティ 施設	36 地域センター、公民館、集会室 元気村おがわ東等	地域 広域
	文化施設	1 市民文化会館（ルネこだいら）	広域
	図書館	11 図書館	地域
	博物館等	4 小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館 等	広域
スポーツ・レク リエーション系 施設	スポーツ施設	18 総合体育館、テニスコート、グラウンド、 プール等	広域
	レクリエーション 施設・観光施設	1 きつねっぱら公園子どもキャンプ場	広域
学校教育系施設	学校	27 小学校、中学校	地域
	その他教育施設	3 学校給食センター、教育相談室等	広域
子育て支援施設	幼児教育・保育施設	9 保育園	地域
	幼児・児童施設	39 児童館、学童クラブ 子ども家庭支援センター等	地域 広域
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	4 高齢者館、高齢者交流室等	広域
	障害者福祉施設	2 障害者福祉センター、あおぞら福祉 センター	広域
	保健施設	1 健康センター	広域
	その他社会福祉施設	1 福祉会館	広域
その他	その他	29 自転車駐車場 被災者一時生活センター	地域 広域

※「広域/地域」は、広域対応施設または地域対応施設を示しています。

第2章 推進方針（本編 9ページから24ページまで）

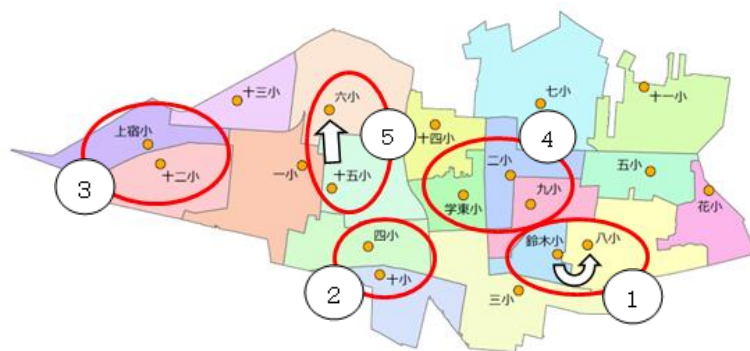
●配置の考え方

広域対応施設については、それぞれの施設において、近隣自治体との相互利用などの広域連携、他機能との複合化、民間施設の活用等を進めていきます。

地域対応施設については、地域コミュニティの拠点となる施設（（仮称）地区交流センター）を小学校に複合化（併設）し、地域学習、コミュニティ機能を学校と複合化することにより、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図ります。

延べ床面積を20%以上縮減するためには、拠点化とともに、延べ床面積の6割を占めている小・中学校の統合も必要であり、今後の少子化傾向を踏まえて、将来的には中学校1校に対して小学校2校となるように構想し、小学校については14校、中学校については7校にしていくことを検討します。

小学校の統合ブロック

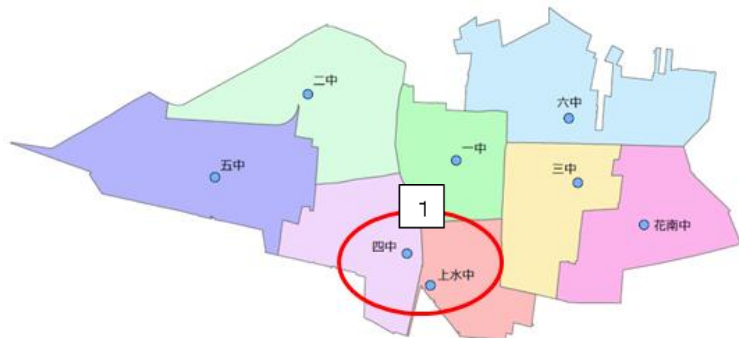


※学校の統合に伴い、通学区域の変更を行う場合があります。

	統合ブロック	学校候補地	想定時期	備考
1	小平第八小学校 鈴木小学校	小平第八小学校	2040年度 (第3期)	鈴木小は、鈴木遺跡包蔵地であり、令和3年3月に国史跡指定された。また、市内で唯一の土砂災害警戒区域に指定されている。
2	小平第四小学校 小平第十小学校	要検討	2045年度 (第3期)	非常に近接している。
3	小平第十二小学校 上宿小学校	要検討	2045年度 (第3期)	非常に近接している。
4	小平第二小学校 小平第九小学校 学園東小学校	要検討	2050年度 (第4期)	3校を2校とする。 二小の校地の一部は都市計画道路3・3・3号線の用地となっており、将来的に校地面積が縮小する可能性が高い。
5	小平第六小学校 小平第十五小学校	小平第六小学校	2062年度 (第5期)	十五小は中学校の通学区域に合わせると二中与四中の境界線上となる。

※想定時期の10年前を目安に統合を決定していきます。

中学校の統合ブロック



※学校の統合に伴い、
通学区域の変更を行う
場合があります。

	統合ブロック	学校候補地	想定時期	備考
1	小平第四中学校 上水中学校	要検討	2050年度 (第4期)	市内で唯一近接している。 四中の校地の一部は都市計画道路3・1・2号線 の用地となっており、将来的に校地面積が縮 小する可能性が高い。

※想定時期の10年前を目安に統合を決定していきます。

●延べ床面積の縮減目標

第1期前半については、児童の増加による学校校舎の増築や学童クラブの新築、リサイクルセンターの更新等により床面積が6,406㎡増加しました。

第1期後半は目標耐用年数を迎える施設数が少なく、学校給食センターの更新や小川駅西口新公共施設の開設も予定されることから、千㎡程度増加する見込みです。

第2期以降は目安として目標値を設定していますが、人口の推移、社会状況、施設の老朽化の実態などを勘案して、計画のローリングに合わせて改めて目標値を設定していきます。

第1期 2017-2026 (H29-R8)		第2期 2027-2036 (R9-R18)	
+2% +7,422㎡		▲2% ▲6,727㎡	
前半(実績) 2017-2021 (H29-R3)	後半 2022-2026 (R4-R8)	前半 2027-2031 (R9-R13)	後半 2032-2036 (R14-R18)
+2% +6,406㎡	±0% +1,016㎡	▲2% ▲5,072㎡	±0% ▲1,655㎡

第3期 2037-2046 (R19-R28)	第4期 2047-2056 (R29-R38)	第5期 2057-2062 (R39-R44)	合計
▲7% ▲22,935㎡	▲9% ▲27,710㎡	▲4% ▲13,255㎡	▲20% ▲63,205㎡

※2015(H27)年度末の全施設の延べ床面積313,103㎡に対する縮減率・縮減面積

目標の達成には、配置の考え方に従い、基本方針で例示した複合化や民営化などの方策を活用しながら、取組を確実に推進する必要があります。

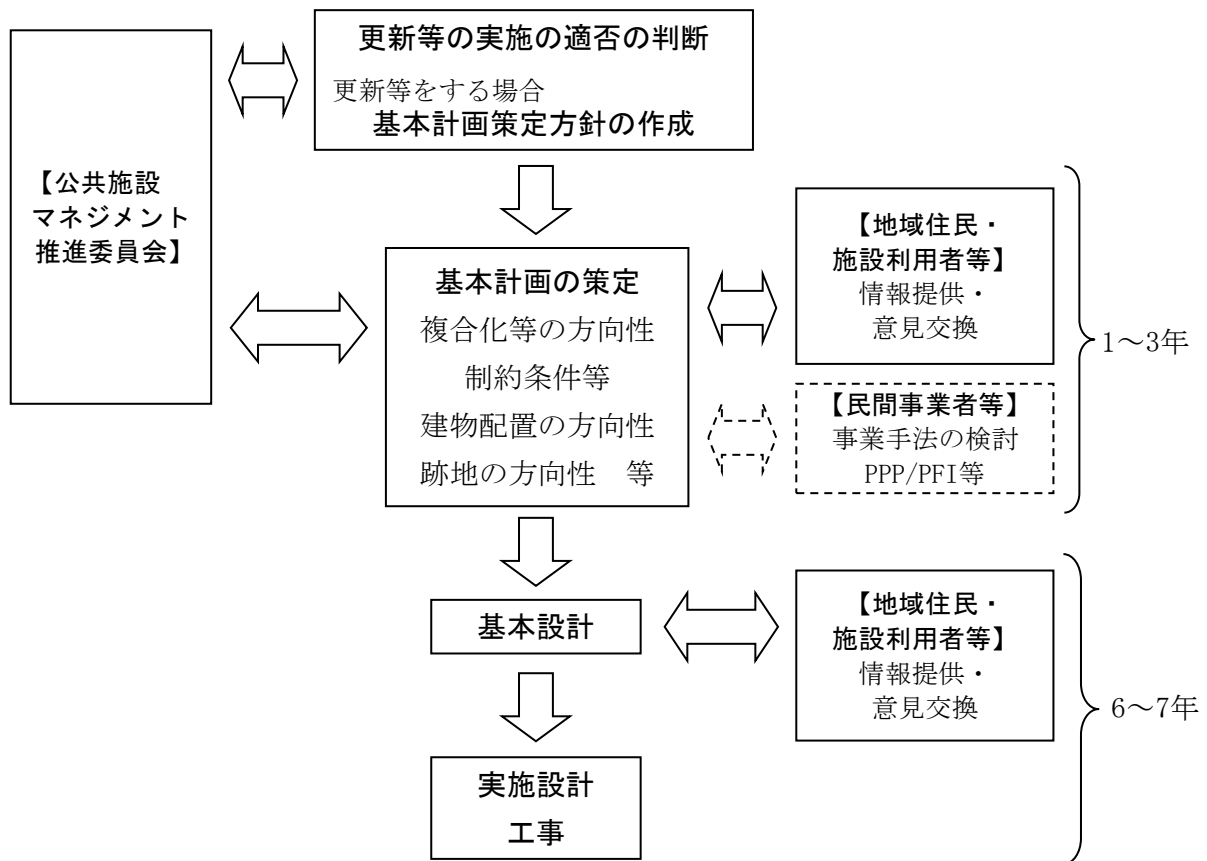
第3章 第1期後半及び第2期前半における個別施設の検討

(本編 25ページから32ページまで)

●基本的な検討手順

個別施設の更新等をする場合、公共施設マネジメント推進委員会の意見を踏まえながら、基本計画策定方針を作成し、基本計画を策定します。

地域住民・施設利用者等への情報提供や意見交換を行うとともに、必要に応じて、民間事業者等との事業手法の検討を行います。



公共施設マネジメント推進委員会 外部有識者、公募市民により構成し、個別施設の更新等における各段階や本計画の進捗管理について、随時、意見を述べます。

地域住民・施設利用者等 地域住民・施設利用者等へ、基本計画の策定などを行う際に、情報提供や意見交換を行います。

●個別施設の検討

次表の矢印の期間内において、更新等の適否の判断及び更新等をする場合には基本計画策定方針の作成を行います。

期	施設名	目標耐用年数到来年	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
第2期前半	旧 鈴木保育園	2028 (R10)年	→→→									
	第十四小学校校舎		→									
	第十五小学校校舎		→									
	小川保育園	2029 (R11)年	→→→									
	第五小学校体育館		→→→									
	第九小学校校舎		→									
	第一小学校校舎	2030 (R12)年	→→→									
	第四小学校体育館			→→→								
	第七小学校体育館			→→→								
	第五中学校校舎		→→→									
	第六中学校校舎		→→→									
	萩山公園プール管理棟		→→→									
	元気村おがわ東事務所 ※2	2031 (R13)年		→→→								
	第二小学校校舎			→→→								
第三小学校体育館				→→→								
第五中学校体育館 ※1	→→→											
第六中学校体育館 ※1	→→→											
小川防災倉庫						→→→						
第一小学校体育館 ※1	2032 (R14)年	→→→										
花小金井小学校校舎				→→→								
小平ふるさと村内施設				→→→								
第十四小学校体育館 ※1	2033 (R15)年	→										
第十五小学校体育館 ※1		→										
第十小学校体育館						→→→						
第二小学校体育館 ※1			→→→									

期	施設名	目標耐用年数 到来年	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	
第2期後半	元気村おがわ東 屋内施設 ※2	2034 (R16)年		→									
	第三小学校校舎 ※1				→								
	花小金井小学校 体育館 ※1				→								
	上水中学校校舎						→						
	上宿公民館	2035 (R17)年						→					
	上宿保育園							→					
	鈴木小学校校舎								→				
	鈴木小学校体育館								→				
	第九小学校体育館 ※1		→										
	上水中学校体育館 ※1						→						
	学園東小学校校舎	2036 (R18)年							→				
	第3期前半	上水南公民館	2037 (R19)年								→		
学園東小学校体育館 ※1									→				
花小金井南中学校校舎										→			
上水南保育園										→			
鈴木遺跡資料館										→			
上宿小学校校舎		2039 (R21)年									→		
上宿小学校体育館											→		
喜平図書館		2040 (R22)年									→		
花小金井南公民館											→		
七小学童クラブ第二・ 第三 ※1				→									
上宿図書館		2041 (R23)年									→		
第四小学校校舎 ※1			→										
小川西町防災倉庫										→			

※1 小学校、中学校における校舎、体育館及び別棟の学童クラブの目標耐用年数が近い(概ね10年程度)場合は、同時に判断することとします。

※2 元気村おがわ東事務所及び元気村おがわ東屋内施設については、旧小川東小学校の校舎及び体育館という経緯を踏まえ、同時に判断することとします。

第4章 公共施設マネジメント推進に関する方策

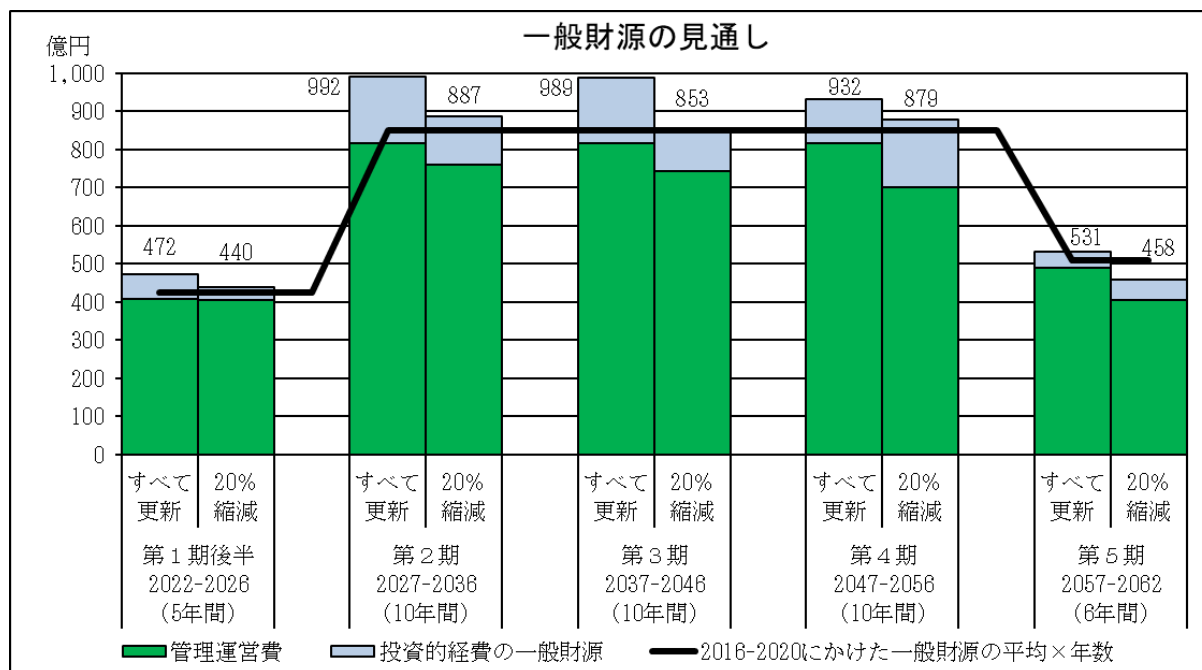
(本編 33ページから34ページまで)

安全・安心な施設を保つとともに、財政負担を軽減するための方策等の検討を行います。

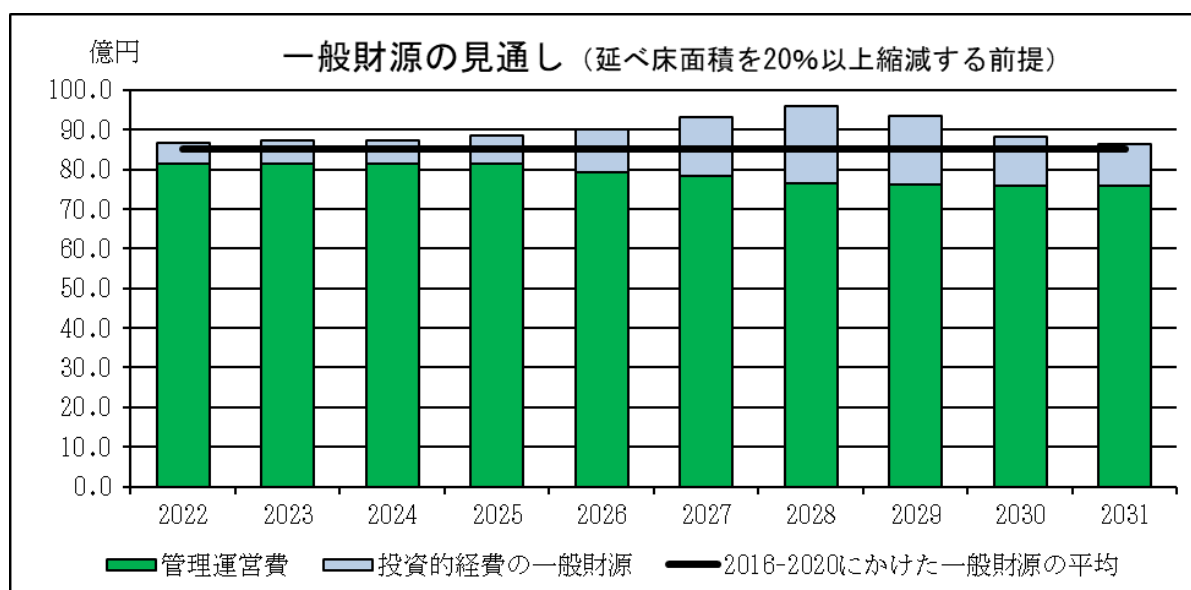
1	保全に関する方策	<p>施設の老朽化の実態を把握するための劣化診断を実施し、結果等に基づき、目標耐用年数を変更した場合には、計画のローリングに合わせて修正していきます。</p> <p>また、財政状況を踏まえながら、安全・安心な施設を確保するために、効率的で効果的な保全手法について研究を行い、引き続き適切な保全を実施します。</p>
2	組織に関する方策	<p>全庁的なノウハウを共有する方策を検討し、その成果を見える化することで、職員のモチベーションの向上を図ります。</p>
3	歳入確保に関する方策	<p>市有財産の有効活用を図り、歳入確保を目的とし、新たな公共施設に自動販売機を設置する際には、入札による公募を検討します。</p> <p>また、公共施設の駐車場について、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用などの観点から、有料化に関する検討を進めます。</p>

第5章 財政見通し（本編 35ページから42ページまで）

一般財源ベース（投資的経費のうちの一般財源、管理運営費（すべてが一般財源と仮定）を合算）では、2016（H28）年度から2020（R2）年度までの5年間に於ける平均は85億円で、延べ床面積を縮減せずすべてを更新する場合は、全期間において一般財源分の金額を捻出することができません。2062（R44）年度までに延べ床面積を20%以上縮減する場合でも一般財源分の金額を捻出することができない時期があります。



第1期後半及び第2期前半においても、2062（R44）年度までに延べ床面積を20%以上縮減する前提では、一般財源分の金額を捻出することができず、その補てんは、公共施設整備基金やほかの財源が必要となります。



今後は、財政的な体力をつけることが重要であり、第2期以降の更新等に向けて、公共施設整備基金の積み増しが重要となります。

また、毎年度経常的にかかっている管理運営費用は、更新等に係る費用よりも多くかかっています。延べ床面積を20%縮減しても、過去5年間の投資的経費の水準では更新等にかかる費用すべてを賄うことができないため、投資的経費の財源を補うために、管理運営費用を縮減することで財源を捻出し、その分を投資的経費に充てていくことを検討します。

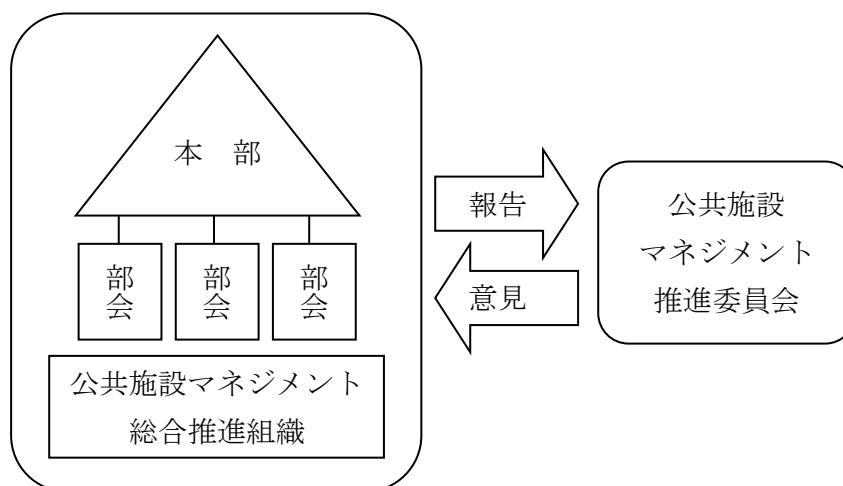
管理運営費用の早期の縮減は必須であり、いかに管理運営費用を低く抑えることができるかがポイントとなります。

複合化等に伴い跡地が発生する場合には、売却や貸付等、歳入の確保に向けた積極的な方策を検討します。

このほか、「第1期小平市経営方針推進プログラム」(2021(R3)年6月)とも連携した財政上の方策を実施し、将来世代にできるだけ負担を残さない公共施設マネジメントの取組を進めていきます。

第6章 着実な推進に向けて (本編 43ページ)

本計画は、市政運営の最重要課題の一つとして多くの部課に関係する全庁的な課題であるため、トップマネジメントを推進の起点とし、庁内に設置している小平市公共施設マネジメント推進本部及びその下位に位置づける各部会により推進します。また、随時、公共施設マネジメント推進委員会に意見を求めます。



また、本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより進捗状況を管理し、毎年度、本計画の実施状況及び評価について取りまとめ、その結果についてホームページなどで公表し、広く市民に周知します。